

いばらき木づかいチャレンジ事業（木造住宅支援）実施要領の運用

いばらき木づかいチャレンジ事業（木造住宅支援）の実施については、「いばらき木づかいチャレンジ事業費補助金（木造住宅支援）交付要項」及び「いばらき木づかいチャレンジ事業（木造住宅支援）実施要領」（以下、「実施要領」という。）によるほか、この運用によるものとする。

第1 用語の定義

地域材とは、茨城県内に生育していた樹木が伐採され、製材・加工された木材をいう。

第2 助成要件

- 1 建築基準法の適合の確認は、茨城県木材協同組合連合会（以下「県木連」という。）において責任をもって実施するものとする。
- 2 伐採の合法性の証明は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月15日林野庁策定。以下「ガイドライン」という。）に示された方法によるものとする。
- 3 地域材の証明は、ガイドラインに示された方法において、伐採の合法性が証明された木材の納入ごとに交付することとされている証明書（納品書）に産地を記載することにより行うものとする。

第3 使用する地域材

助成に係る地域材は、原則として乾燥材とする。

第4 地域材を使用した木造住宅の良さの普及啓発

- 1 県木連及び施工者は、互いに協力の上、普及啓発を行うものとする。
- 2 構造・完成見学会の開催、PR資料の作成に当たっては、要望者（施主）の個人情報の保護に十分配慮するものとする。

第5 審査結果の報告

県木連は、実施要領第7条に基づく審査結果の決定後、別添様式により審査結果を県に報告するものとする。

付 則

この運用は、平成30年4月1日から施行する。